

融資制度

問い合わせ先 商業・金融支援課 TEL 011-211-2372

《一般中小企業振興資金》

～通常の運転資金や設備資金、経営安定化を図るなどの目的でご利用できる資金です～

- 産業振興資金(融資限度額:2億円 融資利率:年2.0%以内)
中小企業者等が対象
 - 短期サポート特別枠(融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.7%以内)
融資期間1年以内の運転資金を必要とする中小企業者等が対象
- 札幌みらい資金(融資限度額:2億円 融資利率:年1.5%以内)
札幌市経済をけん引する5つの重点分野である「観光」「食」「環境(エネルギー)」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する、又は「女性の活躍推進等」に取り組む中小企業者等が対象
- 小規模事業資金(融資限度額:1,500万円 融資利率:年1.0%以内)
小規模事業者等が対象
- 小口資金(融資限度額:2,000万円 融資利率:年1.3%以内)
信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用する小規模企業者等が対象
- 景気対策支援資金
(融資限度額:5,000万円 融資利率:5年以内/年1.3%以内 10年以内/年1.5%以内)
信用保証協会の「セーフティネット保証制度」を利用する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の4分の1を補給
- 経営力強化支援資金(融資限度額:1億円 融資利率:年1.3%以内)
信用保証協会の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の2分の1を補給

《特別資金》

～創業、新分野・海外への進出、大型の設備投資などの目的でご利用できる資金です～

- 創業・雇用創出支援資金(融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.1%以内)
次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の4分の1を補給
 - (1) 市内で創業する者及び創業後5年未満の者
 - (2) 融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者
- 事業革新支援資金(融資限度額:2億円 融資利率:年1.1%以内)
次のいずれかに該当する中小企業者等が対象
 - (1) 新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者
 - (2) 成長の見込まれる新分野への進出を目指す者
 - (3) 商店街の活性化に資する事業に取り組む者
 - (4) 海外への販路拡大及び海外拠点の設置や拡張に取り組む者
 - (5) 事業承継に取り組む者
- 大型設備投資支援資金(融資限度額:5億円 融資利率:年1.1%以内)
札幌圏において設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等が対象

※平成31年度事業詳細は、市ホームページなどで公開する公募要領等をご確認ください。

立地支援制度

問い合わせ先 立地促進・ものづくり産業課 TEL 011-211-2362

●札幌圏設備投資促進補助金

札幌市内に「試験・研究・開発施設」「工場」「物流施設」「データセンター」を新設、増設又は市内移転する事業者への補助制度

販路拡大支援制度

(食・バイオ・健康医療)

問い合わせ先 食・健康医療産業担当課 TEL 011-211-2392

●食品製造品質・衛生管理認証取得補助金

国内外での販路拡大等を目指して、食品の製造品質・衛生管理についての各種認証を取得する取組及び取得に向け社内体制構築を行う取組に対する経費の一部を補助

●サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム

ヘルスケアビジネスにおいて、市場ニーズを獲得し、事業の創出・成長を図ろうとする取組に対し、①ハンズオン(並走型)支援、②専門家相談支援、③市場ニーズ獲得支援と経費の一部を補助

●展示商談会・学会等参加支援

医療分野への参入、事業展開を検討するIT・ものづくり企業などを対象に、医療関連分野の展示商談会・学会への参加を支援 ※支援内容は出展先によって異なります。

研究開発支援制度

問い合わせ先 食・健康医療産業担当課 TEL 011-211-2392

●事業化支援補助金(札幌ライフサイエンス産業活性化事業)

「健康・医療分野」における産学共同研究に係る経費を補助

●研究シーズ発掘補助金(札幌タレント補助金)

「健康・医療分野」において、札幌圏の大学・研究機関等(民間含む)に所属する40歳以下の若手研究者が取り組む基礎的・先導的な研究に係る経費を補助

道内機関の支援制度も知りたい方は

●支援制度ナビ【公益財団法人北海道中小企業総合支援センター】

北海道内の企業・創業者向けの支援制度を紹介する情報検索システム

(URL: <http://www.hsc.or.jp/shiennavi/>)